

尼崎市教育委員会 7月定例会 会議録

1 開会及び閉会の日時

平成26年7月28日 午後4時06分～午後8時8分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 委員長	濱田英世
職務代行者	磯田雅司
委員	岡本元興
委員	仲島正教
教育長	徳田耕造

3 出席した事務局職員

教育次長	中川一
管理部長	富永謙一
学校計画担当部長	舟本康弘
施設担当部長	下村芳範
学校教育部長	西川嘉彦
社会教育部長	吉田淳史
企画管理課長	牧直宏
幼稚園教育振興担当課長	中道直生
施設課	山口泰範
学校耐震化担当課長	森省二
学校耐震化設備担当課長	堀隆茂
学校教育課長	長田光司
高校教育担当課長	門積直樹
社会教育課長	安福真理子
スポーツ振興課長	竹原努
中央公民館長	松田陽子
歴博・文化財担当課長	益田日吉

日程第1 会議録の承認

日程第2 議 事

- (1) 報告第22号 専決処分について（園田小学校北棟改築等工事請負契約の変更契約について）
- (2) 報告第23号 専決処分について（園田小学校北棟改築等工事のうち電気設備工事請負契約の変更契約について）
- (3) 報告第24号 専決処分について（浜田小学校北東棟改築等工事請負契約の変更契約について）
- (4) 報告第25号 専決処分について（成文小学校東棟改築等工事請負契約の変更契約について）
- (5) 報告第26号 専決処分について（成文小学校東棟改築等工事のうち電気設備工事請負契約の変更契約について）
- (6) 報告第27号 専決処分について（園和小学校校舎等改築工事請負契約の変更契約について）
- (7) 報告第28号 専決処分について（園和小学校校舎等改築工事のうち電気設備工事請負契約の変更契約について）
- (8) 報告第29号 専決処分について（園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事請負契約の変更契約について）
- (9) 報告第30号 専決処分について（武庫中学校南棟耐震補強等工事請負契約の変更契約について）
- (10) 報告第31号 専決処分について（成徳小学校本校舎棟等耐震補強工事請負契約の変更契約について）
- (11) 報告第32号 専決処分について（小園中学校管理棟等耐震補強工事請負契約の変更契約について）
- (12) 報告第33号 専決処分について（塚口小学校西南棟改築等工事請負契約の変更契約について）
- (13) 報告第34号 専決処分について（園田東小学校校舎棟改築等工事請負契約について）
- (14) 報告第35号 専決処分について（尼崎市社会教育委員の解嘱について）
- (15) 報告第36号 専決処分について（尼崎市スポーツ推進審議会委員の解嘱に

ついて)

(16) 報告第37号 専決処分について(尼崎市子ども・子育て審議会委員の解囑について)

(17) 議案第31号 尼崎市社会教育委員の委嘱について

(18) 議案第32号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

(19) 議案第33号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について

(20) 議案第34号 尼崎市公民館運営審議会委員の委嘱について

(21) 議案第35号 尼崎市修学援助金の交付に関する規則の一部を改正する規則について

(22) 議案第36号 平成27年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について

日程第3 協議・報告事項

(1) 尼崎市運動・スポーツ活動に関する意識調査の結果について

(2) 歴史遺産(富松城跡)の保存・活用懇話会について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時06分、委員長は開会を宣した。

委員長 日程第2の「議事」について、徳田教育長から「発議」がありますので、発言を認めます。徳田教育長。

教育長 日程第1「議事」の「報告第35号 尼崎市社会教育委員の解囑について」、「報告第36号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の解囑について」、「報告第37号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の解囑について」、「議案第31号 尼崎市社会教育委員の委嘱について」、「議案第32号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、「議案第33号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」及び、「議案第34号 尼崎市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、個人の評価や、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言を許します。

質疑がないようですので、ただいまの発議について、これより採決に入

ります。

お諮りいたします。ただいまの徳田教育長からの発議のとおり決すること
に異議ございませんか。

委 員 異議なし。

委 員 長 異議なしと認めます。よって、「報告第35号、第36号、第37号」、「議
案第31号、第32号、第33号及び、第34号」は、会議規則第6条の
2第1項第4号、すなわち『委員長または委員から会議の公開が不相当で
あるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しまし
た。

また「報告第22号から報告第34号 工事請負契約の変更について」
は、会議規則 第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の
議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するた
め、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

委 員 異議なし。

委 員 長 異議なしと認めます。

よって、「報告第22号から報告第34号」は、公開しないことと決しま
した。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教
育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

委 員 長 それでは、これより日程に入ります。

日程第1の「会議録の承認」について、報告を求めます。企画管理課長。

企画管理課長 6月定例会・7月臨時会会議録につきましては、先般ご送付いたしてお
りますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

委 員 長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。6月定例会・7
月臨時会会議録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

委 員 異議なし。

委 員 長 異議なしと認めます。よって報告のとおり承認することにいたします。

委 員 長 次に、会議進行の都合上、日程第3の「協議・報告事項」から協議いた

します。「尼崎市運動・スポーツ活動に関する意識調査の結果について」を議題とします。スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 （報告内容説明）

委員長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 回答者数も少ないのも気になるが、利用者負担も少ないのに驚いている。この夏休みにもプール開放事業を実施しようかとしているが、利用希望ありと回答した人が極端に少なく見えるのは残念だ。説明にもあったが、施策と市民意識が乖離しているのではないか。回答者数は少ないのでこの数字の結果だけを鵜呑みにするつもりはないが、役所がどこまで実施するのか、どの年齢層をターゲットに事業展開すべきか、実施をやめる事業はないかについて練り直す必要があるかもしれない。意見として聞いてもらえればいい。

委員 スポーツイベントの告知はとても大事だと思う。市民マラソンなどは、告知によってかなりの成果をあげている。ただ、もっと気になるのはスポーツクラブ21や、学校開放運営委員会という地域のスポーツ組織の活性化が進んでいないように感じている。スポーツイベントのアドバイザーのような方を交えて活動していくといった、地域のスポーツ組織の改善も促していく時期かもしれない。

委員 出前講座に出向くことはあったのか。

スポーツ振興課長 昨年度は実施していない。

委員 スポーツクラブ21や学校開放運営委員会へ事務局側から会議に参加することもなかったのか。

スポーツ振興課長 参加そのものはしていない。ただ、スポーツ運営審議会のなかでも、地域スポーツのあり方を考えたときに各小学校区にあるスポーツクラブ21をどのように活用していくか、組織的にどのように動かしていくかを考えもっと活性化させる必要があるとの意見がある。

委員 特にスポーツクラブ21については気になっている。設立して4年以上経つが、クラブハウスを造ることで終わってしまっていると思うのだが。スポーツ事業にお金を費やしていないのではないか。地域の中で、スポーツクラブ21がどのような役割を果たせるか、地域からの提案だけでなく

事務局からの提案を出していくといったように、もっと動く必要があると思う。

委員 今回のものはアンケートの報告という事だが、この結果を受けて何か検討し、今後の方針等について報告してもらえるのか。

スポーツ振興課長 今回のアンケート結果も参考にしながら、尼崎市生涯スポーツ振興計画の後期計画を作成することを考えている。

委員 日程はどうなるのか。

スポーツ振興課長 日程はかなりタイトにはなるが、予定では9月を目途に答申をいただくことを考えている。審議会場で素案を示した後、8月に答申案をまとめることができればよいのだが、修正等があれば9月にもう一度審議会を開催することになるので、答申時期が延びることは考えられる。

委員 できれば会議録等で、会議の方向がどうなっているのか報告が欲しい。

スポーツ振興課長 答申案の取りまとめのタイミングによっては中間報告にならず、答申案の報告になるかもしれませんが、報告はさせていただきます。

委員 方向性を気にしているのは、尼崎市生涯スポーツ振興計画の策定やスポーツ振興施策の推進の基礎資料とするには、今回のアンケート回答者が少ないと感じているからだが、その点は本当に大丈夫か。

スポーツ振興課長 その点に関しては、統計の専門家の意見も聞いてもらったが、25パーセントと回答率が低いので、このアンケートの結果をもって市民の傾向を量ることはできないが、回答者における傾向を量ることは可能な回答率という事である。

委員 スポーツクラブ21についてはどのような方向性になったかを報告して欲しい。

委員長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、本件についての報告は終わります

委員長 続いて、「歴史遺産（富松城跡）の保存・活用懇話会について」を議題とします。歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長 （報告内容説明）

委員長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 今回の報告にあるのは、富松城跡の歴史遺産の保存・活用についてということだが、他の歴史遺産に関して、検討は今回しないということか。

歴博・文化財担当課長 今回は富松城跡をモデルという事で、やはり富松城跡が中心になってくるが、懇話会委員には他の歴史遺産活用団体の方々もおられるので、広範な意見を伺い、富松城跡を含めて広く本市の歴史遺産の活用・保存についても生かしたいと考えている。

委員 委員の紹介をしてもらえるか。

歴博・文化財担当課長 委員は8名で、市澤さんは神戸大学大学院の教授で、専門は中世史である。神戸大学の地域連携センターでは、地域との協働の活動にも中心になって取組んでおられ、富松城跡についても、地域の方と一緒に長年保存と活用に取り組み、尼崎の歴史についても大変詳しい方である。

次に、内田さんは、万葉の森・佐璞丘再生プロジェクト事務局長で猪名寺の町会長もされておられ、地域の方々と猪名寺廃寺を市民の身近な財産として保存し、活用する取組みを続けられている。

大附さんは立花会の副会長をしておられる。立花会は長年、市に対して、富松城跡の保存について市政要望されている地域団体で、団体からの推薦いただいた。現地の視察等にも行かれるなど、富松城跡に強い関心をお持ちという事である。

岡さんは関西大学の准教授で、専門は都市景観やまちづくりである。尼崎市においては建築審査会の委員などもされており、尼崎市における景観面での取り組みにも携わられる。

2名の方については公募市民ということで選任している。6月に公募し、3名の方からの応募があった。作文と志望動機をみさせていただき、事務局で選考させてもらった。

濱口さんについては、地域住民の団体である尼崎市社会福祉協議会立花支部からの推薦である。地元富松社会福祉連絡協議会の会長もされておられる。

松田さんは、富松城跡を活かすまちづくり委員会事務局次長をされておられ、長年富松城跡の保存活用に取り組んでこられた。

以上のとおり、委員の半数が女性という構成になっている。

委 員 富松城跡をモデルとし、何か実施した事例はあるのか。

歴博・文化財担当課長 富松城については、昨年5月の定例会で報告させてもらったとおり、公有財産になって以来、市民の方も中心的に活動をしてくださっている。そういった中で、市の方でも国から管理委託を受託して保存に取り組もうとしている。数多くの文化財の残る街として、今後はハード面だけでなくソフト面でも市民共有の地域資産として保存、活用し、戦略的に情報発信していくための方策等について富松城をモデルに広く市民の意見を聴取し、保存活用方策の検討をしていきたいと考えている。

委 員 市内にはたくさんの歴史遺産があるので、今回の富松城跡の取組をモデルに様々な遺跡に活用していってもらえることを期待している。

委 員 長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

委 員 長 次に、日程第2の「議事」に移ります。

「議案第35号 尼崎市修学援助金の交付に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。学務課長。

学務課長 (提案理由説明)

委 員 長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

学務課長 補足させていただきます。そもそものこの制度の趣旨は、今年度から高校授業料が一部有償化になることにより、32万2000円以上の市民税を納税されている方については有償化となった。この有償化された授業料を原資として、国が新たな低所得者層向けの給付型奨学金制度を始めたというものである。国としては新たに、給付型奨学金制度を始めたが、本市では以前よりそういった低所得者層の高校生を対象とした、給付を実施してきたが、県は3万6500円を支給することを6月に決定した。本市は独自に6万円をこの所得層の方に支給してきたので、その差額分である2万3500円は、現行6万円支給してきた今までのことを考えると、市としては負担が軽減することになる。また、私立高校にすれば、県は新たに、3万8100円を支給するとしてきたが、本市では、市単独で7万2000円を支給してきたので、その差額である3万3900円についても同様

であるので、公私立の差額分についてはそれぞれ新たに支給していこうとするものである。受付は、8月1日から8月29日とし、学務課の窓口で受け付けている。今年度1年生になった方を対象とするので、2年生、3年生については既は無償であり、公立で6万、私立で7万2000円を支給しており、6月で受付は終了した。

委員 対象者どのくらいいるのか。

学務課長 対象者については、過去から、公立高校と私立高校に分けているが、今回の対象は通信制の課程に限るということで新たに料金設定している。そのため、今年度から実績を含めた詳細な数字がでると考えている。

委員 手続きに来た方だけの給付ということか。

学務課長 そのとおりである。

委員長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第35号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決いたしました。

委員長 続いて、「議案第36号 平成27年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について」を議題とします。まず、義務教育諸学校教科用図書について、提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 選定理由に紙質が良いと言うのがあったが、この基準はなにか。

学校教育課長 丈夫さという事を重視している。特に低学年だと破ってしまうことも考えられるのでその点を考慮した。もちろんどの教科書も紙質はいいものを使っていると思うが、破れにくさというものは考慮している。

委員 選定者の感覚の問題なのか。

学校教育課長 確かにそれぞれの選定者の感覚によるところもあるかもしれない。

委員 選定理由にはできれば数値化できるようなものを挙げたほうがいいので

はないかと思うもだが。

また、カラーユニバーサルデザインを採用したという項目もあるが、違う科目を見るとカラーユニバーサルデザインという選定理由がないように思うが、これは科目によってまたは、会社によってユニバーサルデザインを採用したのもあれば、ないものもあるということか。

学校教育課長 ユニバーサルデザインを採用している会社、採用されていない会社があるということではなくて、どの会社もユニバーサルデザインに関しては配慮しており、どの教科もそれは考慮したうえで選定している。資料にはユニバーサルデザインについての記載がない教科もあるが、配慮していないということではない。これは選定理由がたくさんあるためである。資料の分かりやすさ、図の見易さ、そしてユニバーサルデザインなど、様々ある。そのたくさんの選定理由の中のひとつがユニバーサルデザインという事である。選定協議会では多くの要素を鑑みて1位、2位を決めている。

委員 ならば、教科ごとに選定理由がばらばらな気もするが。内容について詳細に選定理由を記載しているものがある一方で、先ほどのユニバーサルデザインのように、教科書そのものの質を問うものまで様々だ。この教科についてはここを特に考慮している、といった指標のようなものがあればなお分かりやすいと思うが。

学校教育部長 5月の教育委員会の中で、教科書採択にかかる基本方針というものを、お示しさせていただいたことと思う。その中で、構成、配列、分量、表現、その他、現状の使用意見、尼崎市の子ども達の学力を考慮する、といった条件を出したと思う。そういった条件を全部総合的に判断して教科書を選定していくので、教科によって何を1番に考慮して選定するかは違ってくる。基本的には今回選定した教科書はどれも、子どもたちにとって見通しが立てやすいもの、まとめやすいものといった尼崎市の子どもたちにとって分かりやすいものを選定しているということ、また、ご承知のとおり現在尼崎市には若手教員が多いという状況を考え、教員が指導しやすいということも配慮されている。国語は教科書の継続使用であり、ボリュームが多すぎるのではないかといった意見もあったが、言語力に直接繋がる教科ということもあり、尼崎市の子どもたちには頑張ってもらいたいという事

で今回継続とした。

委員 本心に拮抗した教科書ばかりだと思う。だからこそなおのこともう少し、その拮抗した中で何が決め手になったのか説明してほしい。

学校教育課長 新規教科の1つである社会科を例に説明させてもらおうと、新規で選定したのには、資料が豊富であり、グラフ等の大きさも適切で、兵庫県の事例が多く、理解しやすい等の理由がある。子どもたちの身近な事例があるのは親しみやすいと考えている。検定教科書なので、もちろんだの会社の教科書も拮抗していたが、その中から1つを選定する上では様々な理由を勘案している。そういった考えがある中で、現行教科書の課題をあえてあげるとするならば、各ページに学習活動やキーワードが示されているが学習課題は子どもが取組むには難しい、キーワードの説明がなく分かりにくいという点があったかと思う。

委員 東京都、大阪府の教育委員会の選定状況を見させてもらったが、どちらも数値化して選定していた。他市の状況は分からないし、兵庫県もどのような選定理由になっているか分からないが、尼崎市としては評価の数値化ということに関してどう考えているのか。数値化で難しくても1位と2位の同じ内容のページを比べるといった見比べをすれば分かりやすいとも思うが。

学校教育課長 県でも参考資料として数値化したものを配布していたので、選定委員には見ていただいている。

委員 どの会社の教科書も優劣つけがたいとは思いますが、持ち運びや、丈夫さなど様々考慮して今回の教科書を選定しているというのはよく分かる。

学校教育課長 全ての教科について、検定を受けた教科書なので、何がよくて何がだめということではない。尼崎市の子どもたちのことや、若手教員でも指導しやすい教科書を考えて選考している。

委員長 他に質疑はございませんか。なければ、続いて一般図書選定について、提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 各学校何冊購入するのか。

学校教育課長 学校単位で何冊ということはない。特別支援学級の子ども1人1人にあった本を購入する形になる。

委員 大きいほうが図は見やすいが、持ち運びはしにくいといったことが教科書にはあるので、選定するのも難しいのは分かる。教員にしても、教科書がころころかわるのは指導にくい。授業をするうえでもある程度今までの経験なりを踏襲していきたいと思うので、継続してあげるのも1つだと思うが、視点をかえれば同じ事の繰り返しになるので、新しい教材があることは教員にとっても勉強になっていい。

最も気になるのは、最近の傾向として多いのが、5年生6年生になると、教科書がかなり太くなるということだ。上下巻に分けるのではなく、1つにまとめてある。確かに授業の見通しはたてやすいし、何よりも大人から見れば、これだけ勉強しているという1つの安心材料になる。ただ、子どもたちからすれば重たいし、上巻でついていけなかった子どもが、下巻でまた新たに頑張ろうという気がなくなってしまふ。教員は教科書を教えるのではなく、教科書で教えるということを忘れてはいけない。昔の教科書のように薄すぎるというのも問題だが、太すぎる、丁寧すぎる教科書がいいのかといえば決してそんなことはない。これは意見として聞いてもらいたい。

委員長 他に質疑はございませんか。なければ、続いて高等学校教科用図書について、提案理由の説明を求めます。高校教育担当課長。

高校教育担当課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 特別支援学校の子どもたちは特にボロボロになってもやはりこの本がいいと思う子どもたちも多くいると思うが、新しく同じ本を買うということはするのか。

高校教育担当課長 教科用図書とはいえ、個人のもので個人で購入するか決めていただく。

委員 次回にやはり前の本がいいといった子どもたちがいた場合はどうするのか。

高校教育担当課長 繰り返しになり申し訳ありませんが、あくまで個人で購入していただくことになる。

委員 子どもによって様々なのだろうが、こだわりがある子どももいるだろうし、新しい教材で新しい知識を得るのも大切なのだろうが、場合によっては、同じ教科書でもいいかなと思う。これは意見として聞いてもらいたい。

委員 同じ市立高校で教科書に差があるように思うのだが。これは願望になるかもしれないが、できれば1年生は少なくとも同じレベルの教科書でスタートしてもよいのではないかと思う。

高校教育担当課長 進学実績で見れば差がある。来年度以降の検討材料とさせていただきます。

委員 日本史Aと日本史Bは受験を考えたときにどのくらい差があるものなのか。

高校教育担当課長 量にすれば倍近くある。大学受験を熟知しているわけではないが、日本史Aだけでは受験が厳しい大学もある。ただ、普通科においては、日本史Aをとっている場合は世界史Bを、日本史Bの場合には世界史Aをとという形になる。受験するのも私立大学の場合は、基本的には日本史Bか、世界史Bどちらかで受験するという傾向があるので問題ないと考えている。

委員 ランク付けではないが、高校にまでなると難しすぎると授業についていけなくなってしまうおそれがある。その点も考慮してレベルにあった教科書を選定しているとは思う。ただ、それでも市立高校である以上一定考慮して欲しい。これも意見として聞いてもらえればいい。

委員長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これより教科用図書についての採決に入ります。

お諮りいたします。議案第36号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決いたしました。

委員長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。企画管理課長。

企画管理課長 (報告内容説明)

委員 長 報告内容に質疑はありませんか。質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

委員 長 次に、「日程第2 議事」に移ります。ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

(傍 聴 者 退 席)

~~~~~以下 議事の大意は非公開とする~~~~~

委員 長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会7月定例会を閉会といたします。

(閉会 午後8時8分)

尼崎市教育委員会7月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。